

令和4年3月25日招集

## 第3回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和4年第3回狭山市農業委員会総会

---

令和4年3月25日(金曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
  - (2) 議案第2号 都市農地貸借円滑化法における事業計画の審査について
  - (3) 議案第3号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後2時55分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 小野田敏枝
4番 細田幸司	5番 仲川知範	6番 横田泰宏
7番	8番 岸進	9番 諸口秀敏
10番 平本洋章	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	

(本日の欠席委員 1名) 7番 小口英吉

本日の出席推進委員 7名

甲 田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥富文典		齋藤孝史	高橋弘樹

(本日の欠席推進委員 1名) 片岡弘幸

---

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

---

事務局 定刻となりましたので、これより令和4年第3回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 狭山農業振興地域整備計画の変更について
- ・資料2 都市農地貸借円滑化法における事業計画の審査について
- ・資料3 総会議案書
- ・資料4 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料5 農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第3回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

#### 議 事

議 長 只今から、第3回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号7番 小口委員と奥富地区の片岡推進委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号14番 増田茂委員と3番 小野田委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1

(農業振興地域整備計画の変更について説明)

議 長 説明が終わりました。本件を他法令に抵触しなければ支障なしとして回答してよろしいかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「他法令に抵触しなければ支障なし」として回答します。

議案第2号「都市農地貸借円滑化法における事業計画の審査について」を議題とします。

農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料2

(都市農地貸借円滑化法における事業計画の審査について説明)

議長 説明が終わりました。本件事業計画について決定してよろしいかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件事業計画について決定する旨の回答をします。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。ご苦勞様でした。

次に第3回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第3条の申請が堀兼地区で1件、5条の申請が入間川地区で1件、入曽地区で2件、堀兼地区で1件、奥富地区で1件、柏原地区で3件、併せて8件です。農用地利用集積計画は、堀兼地区で9件、柏原地区で2件、併せて11件となっております。

議長 議案第3号審議の前に農地利用の最適化に係る活動について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていただければ、その内容を、また、行っていただければ、今後の予定等を報告してください。まず、入間川地区からお願いします。

甲田委員 農地パトロールを行いました。耕作されていないと見受けられる土地も、今のところは、まだ雑草の伸びも大丈夫なようです。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 南入曽の事前審査と併せて巡回を行いました。今後、気温が上がってくると雑草が繁茂することになるので、注意をしながら見回りをしていきたいと思えます。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 堀上、堀中、堀下地区を巡視しました。放置車両があるので、撤去してもらえよう話をしていきたいと思えます。また、11月のあっせん台帳に記載の土地について、3反分を借りてくれる方が見つかりました。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 草が生え始めているので、所有者には声掛けをしていきたいと思えます。遠方に居住している所有者の場合は、事務局と相談しながらやっていきたいと思えます。また、利用権設定の申し出があったお宅を訪問しました。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 加佐志地区で、ここ何年か雑草が繁茂している状態にあった農地を息子さんが管理し始めて、きれいになったところがありました。今後もきれいな状態が保たれるように、できるだけ声をかけていきたいと思えます。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 春になって少しずつ草が生えてきましたので、声かけをしていきたいと思えます。耕作が困難だという方から相談を受けたので、2筆離れた農地で耕作をしている方に声をかけましたら、ぜひとも耕作したいということで、また、間の2筆は違う所有者なのですが、その方も耕作に困難を感じていて、ぜひ使ってもらいたいということでした。貸借の期間や金額について双方の合意が得られましたので、書類の提出など、利用集積の手続きを進めていきたいと思えます。

議長 続いて水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 昨年夏の全筆調査でチェックした農地の見回りをしてはいますが、改善がなく年を越してしまつたところが殆どです。なかなか所有者に会えないので、改善が進まないというのが現状です。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。次に、議案第3号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料3 総会議案書の1ページをお願いします。

今回は、利用権の設定が9件、地目「畑」が22, 619.33㎡です。

所有権移転につきましては、2件、地目「畑」が11, 411㎡です。

詳細につきましては、総会議案書の2ページをご覧ください。

1件目、渡し人は北入曾にお住いの方2名、受け人は上赤坂にお住いの方です。所在地は、大字上赤坂字霞ヶ丘47番1、外1筆、地目はすべて畑、面積は3, 922㎡、権利の種類は、1年間の使用貸借権設定で、受け人は平成30年9月10日に認定農業者となっています。

2件目、渡し人は所沢市にお住いの方、受け人は同じく所沢市にお住いの方です。所在地は、大字上赤坂字月見ノ台507番1、地目は畑、面積は1, 746㎡、権利の種類は、1年間の賃貸借権設定で、受け人は令和4年3月4日に認定農業者となっています。

3件目、渡し人は川越市にお住いの方、受け人は2件目と同じ方です。所在地は、大字上赤坂字月見ノ台546番1、外1筆、地目は畑、合計面積は、1, 871㎡、権利の種類は、2年間の賃貸借権設定です。

4件目、渡し人は上赤坂にお住いの方、受け人は2件目、3件目と同じ方です。所在地は、大字上赤坂字月見ノ台546番2、外5筆、地目は畑、合計面積は、1, 810.33㎡、権利の種類は、2年間の賃貸借権設定です。

5 件目、渡し人は青柳にお住いの方、受け人は同じく青柳にお住いの方です。所在地は、大字堀兼字月見台 9 1 5 番 1、地目は畑、面積は、1, 4 1 2 m<sup>2</sup>、権利の種類は、5 年間の賃貸借権設定で、受け人は、平成 3 0 年 9 月 1 0 日に認定農業者となっています。

6 件目、渡し人は大阪市茨木市にお住いの方、受け人は埼玉県農林公社です。所在地は、大字堀兼字旭野 1 1 9 9 番 1、地目は畑、面積は、2, 0 5 3 m<sup>2</sup>、権利の種類は、2 年間の使用貸借権設定です。

7 件目、渡し人は加佐志にお住いの方、受け人は埼玉県農林公社です。所在地は、大字堀兼字旭野 1 1 9 9 番 3、地目は畑、面積は、9 9 0 m<sup>2</sup>、権利の種類は、2 年間の賃貸借権設定です。

8 件目、渡し人は川越市にお住いの方、受け人は埼玉県農林公社です。所在地は、大字中新田字中台 3 0 4 2 番、外 4 筆、地目は畑、面積は、3, 2 1 6 m<sup>2</sup>、権利の種類は、1 0 年間の賃貸借権設定です。

9 件目、渡し人は中新田にお住いの方、受け人は埼玉県農林公社です。所在地は大字中新田字武蔵野 1 1 0 2 番 1、外 5 筆、地目は畑、面積は 5, 5 9 9 m<sup>2</sup>、権利の種類は、1 0 年間の賃貸借権設定です。

1 0 件目、渡し人は、柏原にお住いの方、受け人は、受け人は川越市の法人です。所在地は、柏原字上ノ原 6 8 8 番 1、地目は畑、面積は、5, 7 0 6 m<sup>2</sup>、権利の種類は、所有権移転です。

1 1 件目、渡し人は、柏原にお住いの方、受け人は、1 0 件目と同じ法人です。所在地は、柏原字上ノ原 6 8 8 番 8、地目は畑、面積は、5, 7 0 5 m<sup>2</sup>、権利の種類は、所有権移転です。

説明は、以上となります。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号 4 整理番号 1 について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字富士見台 2 2 5 8 番 1、地目は畑、面積は 1, 0 7 2 m<sup>2</sup>です。

現在の利用状況は遊休農地となっています。許可後には、じゃがいもの作付けが計画されています。譲受人は、川島町に居住する農業者で、総耕作面積は 5, 5 8 6 m<sup>2</sup>、そのうち所有面積が 1, 1 5 0 m<sup>2</sup>、借入面積が 4, 4 3 6 m<sup>2</sup>です。

根拠法令としては、農地法第 3 条すべてに該当します。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

仲川委員 譲受人が川島町に居住ということで、対象農地とかなりの距離がありますが、耕作をするに当たり、問題はないでしょうか。

事務局 川越市内にも借りて耕作をしている農地があり、そこを拠点に狭山でも耕作をしたいということの確認が取れています。川島町農業委員会からは、リタイア後に農業に従事し始めた方だということを聞いております。

議長 他に質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号5整理番号1番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字西ノ前原938番17、地目は畑、面積は231㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条第1項、第34条第12項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号5整理番号2番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字下窪1662番9、外1筆、地目は畑、合計面積は411㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号5整理番号3番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字町屋道771番4、外1筆、地目は畑、合計面積は12.23㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅建設に伴う道路後退です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順委員 議案番号5整理番号4番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字上宿1633番3、地目は畑、面積は458㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は入間市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂  
委員

議案番号5整理番号5番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字小山上1258番3、外1筆、地目は畑、合計面積は448.75㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付中です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号5整理番号6番について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字下奥富字小袋780番4、外1筆、地目は畑、合計面積は  
310㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は休耕地  
になっています。事業計画者は神奈川県川崎市に居住する個人です。転用目的は住  
宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり  
理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条第1項、第34条第12項  
に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろし  
くお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂  
委員

議案番号5整理番号7番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字尻3677番91、地目は畑、面積は567㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で運送事業を行っている法人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

渡辺委員

議案番号5整理番号8番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字雪見台1064番8、地目は畑、面積は404㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は農業用倉庫です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 8 の朗読)

理由書 8 により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 5 条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

「農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局

資料 5 をご覧ください。

農地法第 4 条の規定による届出は、1 件 1 筆で、面積が 1 3 4 m<sup>2</sup>、地目は田、転用目的は住宅敷地です。

次に農地法第 5 条の規定による届出は、6 件 1 6 筆で、合計面積は、8, 8 8 0 m<sup>2</sup>、地目「田」が、2, 6 2 5 m<sup>2</sup>、地目「畑」が 6, 2 5 5 m<sup>2</sup>です。

転用目的につきましては、住宅敷地 3 件、事務所敷地等 1 件、老人ホーム敷地 2 件です。

公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、1 件 1 筆ありました。

農業用施設に係る届出は、1 件 2 筆です。

農地改良等に係る届出は、2 件 2 筆です。

説明は、以上となります。

議 長

説明が終わりました。

委員の皆様から、質疑等ありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和 4 年第 3 回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。